

新年を迎えて

農林水産省 消費・安全局 植物防疫課長 ^{もち}望 ^{づき}月 ^{みつ}光 ^{あき}顕

2020年を迎え、皆様に新年のお喜びを申し上げます。植物防疫施策における最近の動きと所感を申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

まず、病害虫の発生概況としては、西日本の水稲においてトビイロウンカの発生が多く、延べ8件の警報と27件の注意報が府県から発出され、圃場の見回り、薬剤防除の実施、早期刈り取りの徹底が指導されました。

効果的な病害虫防除を実施するためには、迅速な情報収集と生産者に役立つ情報を適時・適切に提供していくことが重要です。この実現に向けて、当省委託事業において病害虫発生調査の効率化・省力化に取り組んでいるところであり、本年度も引き続き発生予察事業の体制強化に向けて都道府県および関係機関と調整を進めることとしています。

また、近年、技術進展が目覚ましいドローンにあっては、作業の省力化などに資する新たな技術として期待されています。農業分野におけるドローンの活用を拡大するため、2018年以降、規制改革推進会議でも活用の阻害要因となる各種規制の見直しが行われ、当省では国土交通省と協力して各種検討を進めてまいりました。その結果、一定の条件下において操縦者のほかに補助者を配置する義務を不要とするなどの規制の見直しを行ったところであり、その検討結果は国土交通省から公表された飛行マニュアルに掲載されたところです。

次に、国内の一部地域で発生が確認されているテンサイシストセンチュウおよびジャガイモシロシストセンチュウについては、植物防疫法に基づく緊急防除が実施されています。今後、昨年度に実施した調査や防除対策の結果等を踏まえ、対策検討会議において本年度以降の防除対策を検討することとしています。

また、7月には鹿児島県南九州市の飼料用トウモロコシ圃場で海外から飛来したとされるツマジロクサヨトウが初めて確認されました。10月末には沖縄県から青森県までの広い範囲で発生が確認されました。本虫は、海外で大きな農作物被害を及ぼしているとの情報があることなどから、そのまん延防止を図るため、発生調査の実施に加え、農薬散布の実施、早期刈り取り、すき込み等の防除対策を講じたところです。

我が国未発生の病害虫の侵入は、我が国の農業生産に

大きな影響を及ぼすものです。このため、都道府県の協力を得つつ重要病害虫の侵入警戒体制を強化し、迅速かつ的確な防除につなげていきたいと考えています。

他方、海外からの我が国未発生の病害虫の侵入に対しては、科学的根拠に基づく病害虫リスクアナリシスを実施し、輸入検疫の対象病害虫を明確化および検疫対象病害虫に対する適切な検疫措置の設定・見直しを平成23年から順次実施しています。令和元年7月29日には、15種の検疫対象病害虫を新たに追加するなどの植物防疫法施行規則の一部改正を公布し、令和2年1月29日に施行する予定です。今後も、リスクに応じた輸入植物検疫を確保するため、病害虫リスクアナリシスの結果に基づき、検疫対象の病害虫の追加や植物検疫措置内容の見直しを推進することとしています。

諸外国との植物検疫協議については、国、地域別の輸出拡大戦略に位置づけられた国や品目について重点的かつ戦略的に植物検疫協議を進めています。昨年は、ベトナム向けりんご、インド向けりんご、米国向けなし・うんしゅうみかん、豪州向けいちご等の検疫協議を進めました。引き続き、科学的知見に基づき、検疫協議に取り組んで参ります。

また、輸出に取り組む産地を支援するため、2017年度から輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準をクリアするための防除・栽培方法等についての専門家による技術的サポートを実施しています。引き続き、輸出に取り組む産地への後押しを積極的に行いたいと考えています。

本年は、国連が植物防疫の重要性を世界的に意識啓発することを目的に採択した国際年：国際植物防疫年（International Year of Plant Health 2020：IYPH2020）です。植物病害虫の侵入・まん延の未然防止には、国民一人一人が植物防疫の重要性を理解することが必要です。農林水産省としても、本国際年の機会を捉えて、都道府県、関係機関および民間団体の皆様とも協力して、できるだけ多くの方への意識啓発の活動に力を入れていきたいと考えています。

以上、植物防疫課の最近の動きを紹介させていただきました。

引き続き国内外のリスクを注視して、迅速かつ的確に植物検疫、病害虫防除を実施し、農業の安定生産・発展に貢献していきたいと考えています。本年も皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。